

2月号

2015 November No.741

平成27年2月15日発行
(毎月1回15日発行)

NAHA CCI 

NAHA Chamber of Commerce & Industry.

NEWS

那覇商工会議所報

社内でご覧ください

JAPAN RESTART
日本再出発



ADDITION

- 1 企業PR便
- 2 井口千秋税理士事務所
- 3 全日本空輸(株)
- 4 (株)宣伝
- 5 ダイキンHVACソリューション沖縄(株)
- 6 沖縄県事業引き継ぎ支援センター
- 7 ビジネスマネジャー検定試験
- 8 那覇商工会議所メルマガ受信のお勧め
- 9 コスト削減はどう行うのか!?
- 10 (株)マルゼン
- 11 所得税・消費税確定申告受付のご案内

那覇商工会議所が
一番お勧めする
制度融資です。
お気軽にご相談下さい。

社長、知ってましたか！ とても低金利な融資があります。 なお且つ、無担保・無保証人。 制度融資だから安心です！

マル経資金・沖経資金の3つの特徴

保証人
不要

担保
不要

低金利

ご利用いただける方

- 那覇商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けている方
- 確定申告をし、納期到来の税金（所得税、法人税、事業税、市県民税）を完納している方
- 商工業者であり、沖縄公庫の融資対象事業種の方
- 那覇市に本社があり、1年以上、事業を行っている方
- 常時使用する従業員が下記範囲の事業者

業種	常時使用する従業員	
	マル経	沖経
商業・飲食・サービス	0~5名	6~10名
(情報通信業および老人福祉・介護事業)	0~5名	6~15名
(宿泊業)	0~20名	6~15名
(娯楽業)	0~20名	6~10名
製造業・建設業・その他	0~20名	21~30名

融資の条件

- 融資限度額：2,000万円
- 返済期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 据置期間：運転1年以内、設備2年以内
- 利率：固定金利（1.4% ※H 26/1時点）

こんなことにご利用出来ます（資金使途）

- 運転資金
商品や材料の仕入資金、下請・外注工賃の支払資金、買掛金・手形決済資金、その他諸経費等に支払う資金としてご利用できます。
- 設備資金
店舗や工場など新築・改装資金、機械・設備等の購入資金、車輛の購入等としてご利用出来ます。

融資までの流れ



申込に必要な書類

- 個人事業所
 - ・ 2年分の確定申告書(控)、収支内訳書(白色申告の場合)、決算書(青色申告の場合)
 - ・ 所得税、事業税、市県民税の領収書または納税証明書(納税額が記載されているもの)
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 設備資金の場合は見積書、カタログなど
 - ・ 返済回数表のコピー(借入分は全て)
 - ・ 許認可証のコピー(許認可事業の場合)
 - ・ 申込書、個人情報の同意書
 - 法人事業所
 - ・ 2期分の確定申告書(控)、決算書(勘定科目内訳書を含む)。決算後6ヶ月を経過している場合は、仮決算書または合計残高試算表
 - ・ 法人税、事業税、市県民税の領収書または納税証明書(納税額が記載されているもの)
 - ・ 印鑑証明書(法人)
 - ・ 履歴事項全部証明書
 - ・ 設備資金の場合は見積書、カタログなど
 - ・ 返済回数表のコピー(借入分は全て)
 - ・ 許認可証のコピー(許認可事業の場合)
 - ・ 申込書、個人情報の同意書
- ※上記以外にも別途提出していただく場合もあります。

お問合せはお電話下さい。ご相談は無料です。

那覇商工会議所 中小企業相談部 那覇市久米2-2-10 ☎868-3758（受付は平日8時30分～17時です）

もくじ

知って得するビジネスマナー……………2	H A I S A I …………… 12
琉球いろは歌……………3	A K A B O S H I …………… 16
賃金実態調査報告書発刊……………4	税制改正のポイント…………… 18
経営のヒント……………5	社外人脈で会社を伸ばす方法…………… 20
次世代育児支援対策推進法……………6	快進撃業に学べ…………… 21
高橋進の経済ナビ……………7	トレンド通信…………… 22
省エネ事例発表の案内……………8	法人税割適応期間延長…………… 23
雇用支援助成金の無料相談……………9	L O B O 調査…………… 24
企業向け火災保険…………… 10	

2・3月スケジュール

2月		3月	
2月17日(火)	沖縄ハイオ燃料国際セミナー	3月2日(月)	沖縄連合春闘の要請
2月19日(木)	沖縄間税会連合会研修会 商店街事務連絡会議 ベストウイズクラブ幹事会	3月5日(木)	第2回沖縄県独立行政法人高齢 障害求職者雇用支援機構運営協議会
2月26日(木)	永年勤続表彰式 沖縄ヒル懇親ゴルフコンペ	3月6日(金)	国際物流戦略チーム
2月27日(金)	九商連専務理事会香港セミナー	3月10日(火)	第2回沖縄地域Jークレジット制度 推進ネットワーク会議
		3月11日(水)	沖縄地方労働審議会



事務局日誌《1月》

1月5日(月)	平成27年経済団体合同新年宴会
1月6日(火)	経済三団体共催新年祝賀会
1月8日(木)	沖縄商工会合同新年会及び受賞祝賀会 eコマース POP講習会
1月9日(金)	リサイクル説明会
1月14日(水)	那覇港振興協議会新年名刺交換会
1月15日(水)	在沖アメリカ軍新春レセプション
1月16日(金)	経済同友会新春懇談会 ジョブ・カードサポートセンターとの 連絡会議
1月17日(土)	J A L ・ J T A 沖縄会新春ゴルフ大会
1月19日(月)	第4回国際重粒子線がん治療研究財団 設立準備委員会
1月20日(火)	マル経審査会
1月21日(水)	沖縄観光の未来を語る会
1月23日(金)	那覇市長賞候補審査会
1月26日(月)	新潟商工会議所来所・懇談 沖縄国際映画祭「なは応援団」理事会
1月27日(火)	平成26年度 第2回中小企業振興会議 eコマース会議
1月28日(水)	夕学講座「組織開発のすすめ」
1月29日(木)	第2回那覇市中心街地活性化委員会 確定申告研修会
1月30日(金)	平成26年度補正予算案及び 平成27年度当初予算案等に係る説明会

那覇商工会議所

〒900-0033 那覇市久米2丁目2番10号

☎(098)868-3758(代)

FAX 総務部 (098)866-9834

相談部 (098)866-5728

E-mail cci-naha@nahacci.or.jp

URL http://www.nahacci.or.jp



人材育成コンサルタント
美月 あきこ
(みづき・あきこ)

知って得する ビジネスマナー

●「来客時のマナー・お客さまのお見送りの仕方」

若手社員も、お客さまを迎えて対等に商談ができるようになれば、一人前に大きく近づいたと評価できます。しかし、そんな若手社員も、お見送りにまで気を配っているでしょうか。また、商談が終わるタイミングにもマナーがあることを把握しているでしょうか。

お客さまを会社を迎えての商談時、話を切り上げるのは、原則としてお客さま側からです。こちらから言い出すのは、お引き取りを急かした印象になってしまいます。お客さまが話を切り上げたタイミングを見計らい、「本日はどうもありがとうございます」と、感謝を込めてお礼を伝えましょう。

お客さまがお帰りの支度をされる際にも、マナーがあります。まずは、決して急かさなことです。お客さま

のペースに合わせて、「ゆっくりご支度ください」などと声を掛けます。預かった上着はこのタイミングでお返ししますが、寒い時期などは、「どうぞ、こちらでお召しになってください」と、お勧めすると親切です。

続いて、お見送りのマナーについてご紹介します。一口に「お見送り」といっても、「応接室前でのお見送り」「エレベーター前でのお見送り」「玄関前でのお見送り」など、いくつかの見送りがあります。そしてそれは、お客さまとの関係によって異なってきます。

頻繁に来社されるような気心の知れたお客さまであれば、「応接室前でのお見送り」程度でOKです。これは何も、そのお客さまをぞんざいに扱うということではなく、むしろ

信頼し合っている間柄を示すものといえます。家族や友人に、あまりにも丁寧に見送られたら、なんとなく「距離」を感じてしまいますよね。それと同じです。仲の良いお客さまなら、先に応接室の外へお通しし、「こちらで失礼いたします」などとあいさつをして、通路から見えなくなるまでお見送りする程度で良いでしょう。

気心が知れているというほどではないけれども、時折来社されるような、通常のお客さまの場合は、「エレベーター前でのお見送り」くらいのお見送り方がベストです。エレベーターが来たら、ボタンとドアを押さえてお客さまに乗っていただき、ドアが閉まる前にあいさつをし、ドアが完全に閉まるまでお辞儀をしたままの状態を保ちます。

会社にとって特に重要なお客さまや、クレームで訪れたお客さまには、「玄関前でのお見送り」を選択してください。まず、玄関の外に出る前に、丁寧にあいさつをします。それから、玄関を出たら、再度丁寧なお辞儀をし、姿が見えなくなるまでお見送りをします。

お見送りが終わっても、安心するのはまだまだ早いです。応接室をきれいに片付け、次のお客さまの来社に備えるのもまた、大切なマナーです。



美月 あきこ／みづき・あきこ

人財育成コンサルタント・AllAbout「ビジネスマナー」ガイド。大学卒業後、国際線キャビンアテンダント（CA）として十七年間勤務。二〇〇四年に起業。CA経験者約五六〇〇人を母集団に持つ「CA-STYLE」を主宰。企業の顧客満足度調査やマーケティング調査などによって得た顧客の期待と知覚品質についてのデータをはじめ、信頼性や共感性などサービス品質における六つの次元と収束性から顧客満足度を数値化し、CA経験者の感性を付加するサービスを提供する。著書に『ファーストクラスに乗る人のシンプルな習慣』（祥伝社）、『たった一分でうちとけ、三〇分以上会話がつづく話し方』（ダイヤモンド社）など。

琉球いろは歌

何が苦さと思て 油断どもするな

Nuga gurisya tu muti yudan dun sunna

遍く働ちぬ 仇になゆみ

amaku hatarachinu ada ni nayumi

【訳】 どうして苦しいからと思て、油断してはいけません。日々怠けず働くことは仇（無駄）になることはない。

程順則（名護親方）は進貢使節として中国に渡り、人として身につけなければならない「六論衍義^{りくゆえんぎ}」を久米村に持ち帰り、最初の公立学校となる明倫堂を建て六論の教えを伝えた。多くの人々に広めようと「八・八・八・六」の琉歌に詠み、いろは順に並べたのが「琉球いろは歌」です。この教えは、薩摩藩の島津藩主を通じて江戸幕府の八代将軍吉宗へ伝えられ、道徳の教科書として寺子屋で使われました。

※引用 こころに留めたい「琉球いろは歌」47の言葉 琉球朝日放送編



戦前の明倫堂（現会議所近辺）
[写真提供：那覇市歴史博物館]

★特殊詐欺に注意！

こんなことを言われていませんか？

- ・必ず儲かる・当選番号を教える
- ・〇〇〇の情報料を支払って下さい
- ・保険料の還付があります
- ・高く買い取るので名義だけでも貸して欲しい
- ・レターパック・宅配便で現金を送って

このような電話やメール、郵便などは、ほとんど詐欺です！
すぐに100番に通報若しくは最寄りの警察署へ連絡して下さい！

★乗り物盗（オートバイ盗、自転車盗）に注意！

今年に入り、オートバイや自転車が盗まれる乗り物盗が発生しています

被害者のほとんどが、無施錠若しくはハンドルロック、備付け鍵だけのオートバイや自転車です。
僅かな時間でもオートバイや自転車止め、離れる場合は、

- ①ハンドルロック（オートバイ）、後輪備付け鍵（自転車）の他にチェーンロックなどの第二の施錠（ツーロック）を確実に行う
- ②第二の施錠は、乗り物（オートバイ、自転車）と支柱などの固定物に掛け、盗難被害に遭わないように固定する・・・などの防犯措置を行って下さい。

那覇警察署からの
お知らせ

那覇警察署生活安全課／花城・清水 836-0110(268・267)

沖縄・浦添・那覇市内における 平成 26 年度賃金実態調査報告書を発刊！

～ 会員企業に無料で差し上げます。どうぞ、ご利用下さい。～

沖縄・浦添・那覇商工会議所では、企業間における給与、賞与等の実態を把握するため、各商工会議所管内の法人企業を対象に平成 26 年 6 月末現在の賃金実態調査を実施し、報告書を取りまとめました。(有効回答事業所 786 件)

本報告書には①性別・年齢別賃金、②初任給、③パートタイマーの有無(時給)、④各種諸手当等が項目別に編集されており、それぞれ簡単な解説が付け加えられています。

本報告書が企業経営の労務管理と労使双方の円滑な関係を構築する資料としてご利用戴ければ幸いです。

【お問合せ】

那覇商工会議所 企画業務部 TEL868-3758

尚、部数に限りがございますのでなくなり次第終了とさせていただきます。

郵送はしておりませんので、直接那覇商工会議所までお越し下さい。

消費税相談窓口



外国人旅行者向け消費税免税制度の改正について、
全国の地方運輸局及び地方経済産業局において、
消費税免税制度に関する相談を受け付けています。

沖縄総合事務局
運輸部企画室

TEL. 098-866-1812

沖縄総合事務局 経済産業部
商務通商課

TEL. 098-866-1731 40

ホールのご利用案内

会議やセミナー、各種試験会場に当商工会議所ホールをご利用ください。
会員事業所には、料金の割引特典があります。使用に関しては総務部へお問い合わせください。

使用時間		料 金	使用時間
朝	9:00~12:00	15,750円	13時以降は昼の料金が加算されます
昼	13:00~16:30	21,000円	17時30分以降は夜の料金が加算されます
夜	18:00~22:00	26,250円	22時以降の延長は認めません
		31,500円	(パーティー等食事が出る場合は31,500円になります)
一日	9:00~22:00	78,750円	22時以降の延長は認めません

(注意) 時間延長の場合、30分毎に3,150円が加算されます。

(特典) 那覇商工会議所会員は使用から10%割引いたします。

総務部 TEL 868-3758



株式会社経営戦略オフィス
代表取締役
中小企業診断士
井海宏通

経営不振の
要因は何か (6)

企業の業績が厳しくなるには必ず原因があります。

経営不振の要因には12項目があります。今回は10番目と11番目を解説します。

⑩不良資産の増加

管理の弱い会社は、売掛金の未回収や貸し倒れ、不良在庫や滞留在庫が多く、資金繰りを圧迫しています。

本来、営業は代金回収までが仕事ですが、無頓着な人も多く、中には、代金を滞納している取引先に平気で納品を続ける営業担当者もいます。

経営が入金遅れを把握していても、社内連携が弱くて営業担当が知らない

ケースもあります。

また、新規得意先に対して信用調査もせずに掛け販売をするのは危険です。取引は現金回収が原則です。

実は、売掛金は「得意先に対する貸付金」と同じです。

例えば、商品代金の百万円を翌月末に回収するのは、①商品を販売して百万円を現金で受け取り、②その百万円を得意先に無利子で貸し、③翌月末に返してもらう、という一連の取引を一つにしたものです。

御社が掛け販売している取引先は本当に無利子でお金を貸せる相手ばかりでしょうか。

在庫管理も重要

在庫が余るのは発注や生産の判断を間違えるからです。

そして、判断を間違えるのは、在庫数や受注残が管理できてない上に、今後の販売予測や資金繰りの見通しが甘いからです。

また、発注や生産の判断をする人が在庫を適正量に保つ責任を自覚していない会社もあります。

例えば、商品を大量に仕入れた後に「売るのは営業の仕事」と丸投げするケースです。自社の販売力を無視して商品を仕入れたら余るのは当然です。

他にも、取引先や知人の甘言に惑わ

されて貸付金や出資金などの焦げつきが発生するケースや、新商品開発の為に設備投資をして大量に生産したが商品が売れない、というケースもあります。

管理の甘い会社は、希望的観測で甘い判断をする傾向にあります。気をつけましょう。

⑪社内統制の欠如

会社が組織として統制が取れてないと、各部門や社員がバラバラに動き、競争力を発揮できません。

経営者と現場との距離が遠いと、経営者は現場の実情を踏まえた経営判断ができません。非現実的な目標を設定したり、無謀な投資をしたりしがちになります。

また、会社の方針は現場の具体的な行動に落とし込む必要がありますが、「距離」があると、抽象論や精神論でしか語れず、「笛吹けど踊らず」になりがちです。

経営幹部間で方針が一致していない場合は更に深刻です。幹部間で方針の対立がある会社では、社員はどこに向かえば良いのかが分からず、自発的には動けません。

組織には「共通の目的」が必要です。これがないと組織がバラバラになります。

社内連携の強化を

また、どの会社でも部門間や社員間で役割分担がなされていますが、互いの連携が弱いと組織として弱くなります。

特に、売上確保を営業担当者個人に委ねているケースは問題です。

顧客対応は、工場や仕入担当、作業員や総務も含めた総力戦です。営業トーク以前に、商品力やサービス力、価格競争力や納期などで勝負が決まるのです。

今の時代は会社全体で「売る体制」を作らないと他社に勝てません。ともすると、営業部門と営業以外の部門は意見対立がちです。それをどう取りまとめれば判断を下して行くか。これが経営者の役割です。

組織づくりは経営者の最も重要な仕事のひとつです。

井海 宏通

株式会社経営戦略オフィス代表取締役。中小企業診断士。那覇を拠点に経営コンサルティングタレントとして活動中。那覇商工会議所登録エキスパート。認定経営革新等支援機関。

■連絡先■
(TEL) 090-9442-6356
(Mail) ikai@mbn.nifty.com
(URL) http://www.ikai.jp/

平成 27 年 4 月から 次世代育成支援対策推進法が 変わります



次世代育成支援対策推進法（次世代法）とは、企業のみなさま・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

常用労働者が 101 人以上の企業は一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知が義務となっています（100 人以下の企業は努力義務です）。

この法律の有効期限が**平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長**されました。

平成 27 年 4 月 1 日から適用される改正点を以下紹介します。

くるみん 認定基準 の見直し

- ・企業が自社の計画（一般事業主行動計画）の策定・届出を行い、一定の基準を満たすと厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けられます。
- ・この**くるみん認定基準が改正**され、男性の育児休業の基準に中小企業の特例が増えたり、女性の育児休業取得率の基準が 75%へ引き上げられます。また所定外労働の削減などに成果目標を定めて実施する必要があります。
- ・認定マーク（愛称：くるみん）が変わります。

プラチナ くるみん （特例） 認定制度の 創設

- ・すでにくるみん認定を受けていて自主的に取り組んでいる企業が、新たにできた**プラチナくるみん認定基準**を満たすと、一般事業主行動計画の策定義務の代わりに、次世代育成支援対策の実施状況を公表すればよい制度です。
- ・**プラチナくるみんマークが付与**されます。
- ・認定基準は 11 項目。うち 7 項目はくるみん認定基準と同一ですが、さらに①男性の育児休業取得率、②所定外労働の削減や年次有給休暇取得促進などへの取組、③出産した女性の継続就業率、④育児をする女性の継続就業、活躍、能力向上、キャリア形成の計画策定、実施 を満たす必要があります。
- ・プラチナくるみん認定を取得した企業は、**毎年少なくとも 1 回、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に男性の育児休業等取得に関する事項などを公表**していただく必要があります。

行動計画 策定指針の 改正

- ・一般事業主行動計画をつくる際のよりどころである「**行動計画策定指針**」が**改正**されます。
- ・取組の対象に非正規労働者が含まれること、男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取組、働き方・休み方の見直しに資する取組を進めることなどが重要であることなどが明記されました。
- ・平成 27 年 4 月 1 日以降は、新しい行動計画策定指針を踏まえて次の一般事業主行動計画をつくるのが望まれます。

◆上記改正点について、「改正パートタイム労働法等説明会」（平成 27 年 2 月 19 日那覇市：沖縄県庁講堂で開催予定）ほか、名護市（1 月 27 日）、宮古島市（1 月 29 日）、石垣市（2 月 3 日）でも説明します（いずれも午後 2 時～ 4 時）。参加料は無料です。

◆参加のお申込み、改正次世代法についてのお問い合わせ先

沖縄労働局雇用均等室（電話 098-868-4380、FAX 098-869-7914）



日本総合研究所理事長
高橋 進

高橋進の経済七

新年経済の展望

引き続き力ギを握る個人消費

わが国の景気は、消費増税後の駆け込み需要の反動などにより大きく落ち込んで以降、持ち直しの動きがみられるものの、そのペースは緩慢である。

2014年7～9月期の実質GDPは2四半期連続のマイナス成長となった。企業や家計のマインドは低迷し、実体でも、企業部門では消費増税後の在庫積み上がりが生産の重石になっている。在庫調整圧力は自動車などの耐久財を中心に残存しており、当面調整局面が続く公算が大きい。一方、外需は輸出が一進一退の状況であり、円安が進行しているものの、製造業の海外シフトや海外の景気減速などを背景に数量の伸び悩みが続いている。

もつとも、公共投資が景気を下支えするとともに、企業部門の収益環境は好調が続いており、設備投資計画などは、なお堅調であるなど、持ち直しの動きは健在である。家計部門でも所得

雇用環境の改善の下で、落ち込んだ消費は、ばらつきはあるものの緩やかに回復している。

消費増税の影響がいつまで続くのか、あるいは円安がどんな影響を及ぼすかなどが懸念されるが、今後の景気を展望する上では、景気の拡大メカニズムは維持されているのか、景気はいつ回復軌道に復帰するのかが焦点になる。過去2年間、アベノミクスの下での景気拡大の主役は個人消費であった。しかし、消費増税後における個人消費の回復の遅れは夏場の天候不順の影響に加えて、アベノミクスが始まってからの期待の先取的な上振れ分があった可能性を示している。このため当面は個人消費の回復力は強くないが、こうした影響が一巡すれば、徐々に回復するとみられる。加えて、企業業績の改善を背景に賃金の上昇や雇用情勢の改善が続いており、新年も同様の情勢が続くと見込まれる。足元は雇用者報酬の増加が物価上昇に追いついていない状況だが、賃金の上昇が続けば、物価上昇分を差し引いた後でも雇用者報酬がプラスに転じ、消費を下支えすることが期待できる。消費増税の延期も、物価上昇による購買力の低下を通じた個人消費の下押し圧力がなくなることから、当面の景気にプラスに作用することになる。

他方で、日銀の追加緩和もあつて円安・株高が一段と加速している。株高は消費マインドを押し上げ、景気へのプラス効果が期待できる。しかし、円安の効果については懐疑的な見方も出ている。円安の進行にもかかわらず輸出の伸び悩みが長期化しているのに対し、円安下で原燃料の輸入代金が膨らみ、貿易赤字を拡大させる方向に働いているからである。ただし、円安は依然として企業の利益を押し上げると試算される。大幅に増加している企業の海外資産からの収益がさらに増加することに加え、訪日外国人旅行者数の増加も期待できるためだ。従って、輸出の伸び悩みは続くものの、日本全体としての海外からの受取は増加すると見込まれる。

そうなると、次の焦点は企業収益の改善が設備投資の拡大や所得雇用環境

の改善に結びつくかどうかである。企業の設備は老朽化が相当進んでおり、維持・更新投資の拡大が見込める。また、人手不足が深刻化しており、省力化投資の拡大も期待できるだろう。他方、家計部門については円安に伴う物価上昇が消費の重石となるものの、前述のように所得雇用環境の改善は期待できる状況である。

このようにみると、新年のわが国経済は、消費増税の延期もあつて個人消費の緩やかな回復を主因に景気は持ち直しに転ずるとみられる。ただし、輸出の伸び悩みが続くため、景気の回復ペースは1%台半ばとマイルドなものにとどまるとみられる。

高橋 進／たかはし・すすむ

一九五三年生まれ。一橋大学経済学部卒業後、七六年住友銀行に入行。ロンドン駐在、経済調査部などを経て、九〇年日本総合研究所に着任。二〇〇〇年から〇四年まで早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授、〇三年から近畿大学経済学部・経営学部客員教授を務める。一三年一月、政府・経済財政諮問会議の民間議員に就任。現在、テレビのコメンテーターとしても活躍中。著書『一〇年後の日本を読む「先見力」のつけ方』（徳間書店）のほか、日本経済新聞、産経新聞などに多数執筆。



平成26年度省エネ診断 技術事例発表会のご案内

一般財団法人省エネルギーセンター(本部)では、経済産業省資源エネルギー庁の補助事業により、工場やビル等の「無料省エネ診断」を実施しており、標記発表会を開催します。

近年受診された中小企業等において、診断後の取り組みで成果をあげられた好事例について、既に開催(全国9カ所)した中から特に好評だった4事例を発表します。聴講者アンケートでは、受診者や診断者による生の声(改善提案実施による省エネ・コスト削減効果、社内の取り組み方法等)が「参考になった」と、9割超の方に評価していただいています。

エネルギーコスト削減が課題となっている企業等の皆様には、省エネ(コスト削減)対策等の参考になりますので、是非この機会にご参加ください。開催概要は次の通りです。

1. 開催日時: 平成27年2月27日(金) 14:00~16:05(開場13:30)
2. 会場: 沖縄産業支援センター 302・303会議室(定員100名)
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831番地1
(最寄駅 ゆいレール「小禄駅」)

3. 主な発表

	事例等	業種	発表者
1	省エネ診断でコスト削減に成功! ～発泡スチロール協会に呼びかけ会員に活用提案～	化学	山口化成工業株式会社
2	省エネ診断から始まる電力コスト低減の挑戦	食品	エネルギー使用合理化専門員 藤田技術士事務所(診断者)
3	省エネ診断を足がかりに省エネ対策を再スタート!	介護 福祉	特別養護老人ホーム 永光荘
4	省エネ診断をきっかけに見える化がスタート ～ミタニの生き残りを賭けた、前向き省エネ活動～	印刷	ミタニマイクロニクス株式会社
5	省エネルギー補助金等の支援策について	—	内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課

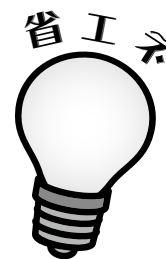
お申込みは、<http://www.shindan-net.jp/seminar/index.html>
(省エネ・節電ポータルサイト 「shindan-net.jp」)

※いずれも予定

4. お問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター

省エネ診断・技術事例発表会 事務局
〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5
TEL:03-5439-9772 メール: ene-seminar@eccj.or.jp



雇用支援助成金の無料相談

ご存知ですか？様々な場面で活用できる助成金があります！

新規雇用、創業・事業拡大
非正規社員の人材育成や正社員転換等



従業員の訓練、能力開発
働きやすい職場作り

【テーマ別セミナーの日程】（平成27年2月～3月）

2/26(木)「従業員のスキルアップ&雇入れ」

講師: 社会保険労務士 前里 久誌氏

3/12(木)「平成27年度の最新情報と活用の準備」

講師: 社会保険労務士 名城 志奈氏

時間/13:30～15:30

場所/グッジョブセンターおきなわ

社会保険労務士
(助成金の専門家)

による

無料相談

お問い合わせ

雇用支援施策相談事業事務局
(グッジョブ相談ステーション)

無料駐車場有 県民広場地下駐車場(お帰りの際に無料チケットを発行)

Tel. 098-941-2044



相談時間：平日（月～金）/10時～17時

〒900-0021那覇市泉崎1-15-10
(グッジョブセンターおきなわ内)

沖縄県 商工労働部 雇用政策課

言葉の力



より道

まっすぐ目標に向かって進むのもいいけど、
たまには、のんびりブラブラとより道したっていい。
なにも目的を達成することが人生ではなくて、
そのプロセスも無邪気に楽しんで生きたいから。

書道家・武田 双雲 (たけだ・そううん)

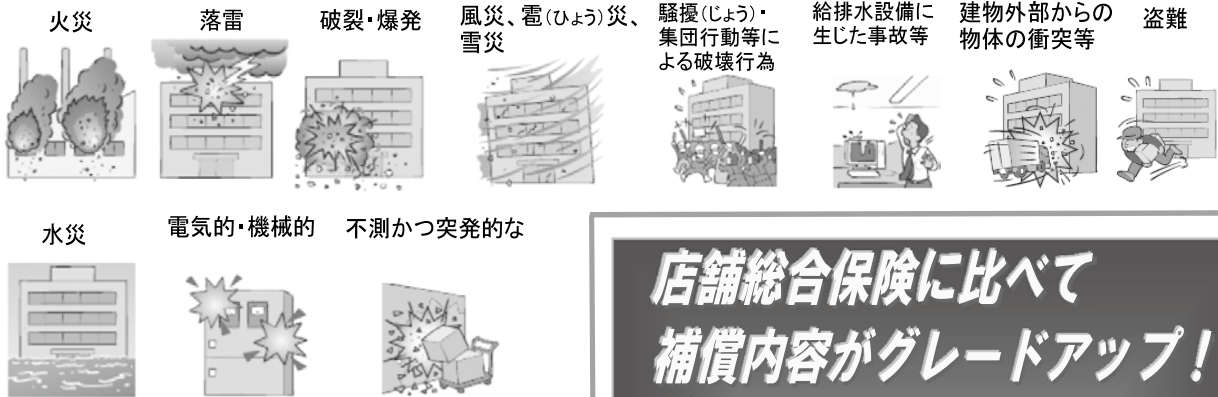
書道家。熊本育ち。3歳から母である双葉(そうよう)に師事。東京理科大学、NTT退社後、ストリートからはじめる。NHK大河ドラマ「天地人」や世界遺産「平泉」など数々の題字を手がける。全国でユニークな個展を開催。著書は、作品集【絆】、【上機嫌のすすめ】など20を超える。書道教室は約300名(2005年より満席状態が続く)。公式ブログ「書の力」のアクセス数は、1日5万を超える。⇒ <http://ameblo.jp/souun>

＝企業向け火災保険＝

三冠王Liteへの切替をおすすめします！

「企業財産包括保険追加特約(三冠王Lite用)付 企業財産包括保険」

さまざまなリスクに対する補償



店舗総合保険の場合...



保険価額の30%以上損害の場合は、損害額の70%をお支払い
それ以外は、床上浸水もしくは
地盤面から45cmを超える浸水を
被らないと支払対象外
(支払限度額あり)

商品盗難



支払対象外

風・雹(ひょう)・雪災



損害額が20万円に満たないと
支払対象外

解決!

**店舗総合保険に比べて
補償内容がグレードアップ!
水災**

損害額の全額をお支払します！
(保険価額の80%以上で保険金額を設定している場合)

風災、雹(ひょう)災、雪災

20万円未満の損害の場合でも支払対象！

破損・汚損

「破壊行為(被保険者に損害を与える目的で行われた第三者による行為であって、店舗総合保険の対象の事故に至らないもの)」や、落書きなどの「破損・汚損」も補償します！
(被保険者の自己負担となる額が、3万円あります)

盗難

商品の盗難も補償します！
(商品が保険の対象となっている場合)

貴社のご希望に応じて最適なご契約プランをお選びいただけます。

- | | |
|----------|--|
| 1 | ① 火災、落雷、破裂・爆発
② 風災・雹(ひょう)災、雪災
③ 騒擾(じょう)・集団行動等による破壊行為等、
給排水設備等に生じた事故等による水濡れ、
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、
盗難 |
| 2 | ④ 水災 |
| 3 | ⑤ 電氣的・機械的の事故
⑥ ①から⑤以外の不測かつ突発的な事故 |



この他に、店舗総合保険とほぼ同等補償内容の「店総プラン」もあります。

三冠王Lite プラン別補償内容

対象となる事故		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	店総プラン	
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	
②	風災、雹(ひょう)災、雪災	○	○	○	○	○ (※2)	
③	水災	○	×	○	×	△ (※3)	
④	建物付帯設備に生じた電氣的・機械的事故	△ (※1)	△ (※1)	×	×	×	
⑤	不測かつ突発的な事故	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	○	○	○	○	○
		漏水・放水・溢(いっ)水等による水濡れ	○	○	○	○	○
		騒擾(じょう)・集団行動・労働争議による破壊行為等	○	○	○	○	○
		盗難による盗取・損傷・汚損	○	○	○	○	○ (※4)
		破損・汚損等の上記以外の不測かつ突発的な事故	○	○	×	×	×

(※1)「電氣的・機械的事故対象外特約」をセットすることにより対象外とすることが可能です。
 (※2)損害額が20万円以上になった場合のみ保険金をお支払します。
 (※3)お支払する保険金には別途制限があります。詳しくは「三冠王Lite/パンフレット」をご覧ください。
 (※4)商品・製品等に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

専用店舗・事務所・工場でも、地震危険を補償できます!

※特約をセットする必要があります

地震・噴火補償特約 (建物、設備・什器)

■補償内容

地震・噴火による火災・損壊・埋没等による損害、地震・噴火による破裂・爆発による損害、および地震・噴火による津波・洪水等の水災による損害を補償します。

■お支払いする損害保険金

「損害額-免責金額(※)」となります。
 (支払限度額を限度とします。)

■保険の対象となるもの

建物(居住部分のないもの)、機械設備、什器備品
 ただし、以下の条件をすべて満たす場合に限りです。
 ・1981年6月以降に建築された建物、またはその建物に収容される機械設備・什器備品であること
 ・建物(または機械設備・什器備品を収容する建物)の構造級別が1・2級であること(木造建物は構造級別を問わず引受できません。)
 (注)保険の対象に、既に発生した地震・噴火・津波による損害が発生している場合は、修復が全て完了していないとご契約できません。



地震休業損失等補償特約

地震・噴火・これらによる津波によって保険の対象が損害を受けた結果生じた休業損失・営業継続費用を補償します。
 また、電気・水道・ガス・通信業者の占有設備の機能が地震や噴火により停止または阻害された結果生じた休業損失・営業継続費用に対しても保険金をお支払いします。(免責金額(※)があります。)

■お支払いする損害保険金

「保険金額×休業日数」および「営業継続費用」となります。
 (地震・噴火による財物の損害保険金と合算し、支払限度額を限度とします。)

「三冠王Lite alpha」とは、主契約である三冠王Liteに、休業損失等補償特約、地震・噴火補償特約(建物、設備・什器)、地震休業損失等補償特約を全てセットしたものをいいます。

(※)免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者(保険の補償を受けられる方)の自己負担となります。このチラシは三冠王Liteの概要を説明したものです。詳しくは「三冠王Lite(企業財産包括保険追加特約(三冠王Lite用)付企業財産包括保険)パンフレット」をご覧ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災お客様センター
0120-228-386
*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 ●平日:午前9:00~午後6:00(年末年始を除きます。)
 ●土日祝:午前9:00~午後5:00(除きます。)

事故の受付・ご相談は…
富士火災 セイフティ24コンタクトセンター
0120-220-557
*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 24時間・365日受け付けております。

電話音はかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災 お客様の声室
0120-246-145
*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
 ●平日:午前9:00~午後7:00
 (年末年始を除きます。)

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**
0570-022-808
*PHS・IP電話からは03-4332-5241
 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。)
 ※電話料金はお客様負担となります。

富士火災海上保険株式会社

(お問い合わせは)
【取扱】 沖縄支店
【担当】 那覇商工会議所担当
【TEL】 098-868-3340
【FAX】 098-862-5083

14.7改定 FTSS665 【D386S】

☆ 報告事項 ☆

● 1月定例会



去った1月14日、那覇商工会議所2階ホールにて1月定例会を開催しました。定例会では、那覇YEG 識名朝哉会長、日本YEG 仲田憲仁会長挨拶、連絡・報告事項が行われました。

平成26年度日本YEG会長 仲田 憲仁 君

● 事業の部

1月の定例会・事業では「教育・スポーツ委員会」による「キャリア教育」についての研修会が行われました。

子供達が授業で学んでいることが将来、社会に出て生きぬく力になることを実感し自由に未来を描くことが出来る「気づきのきっかけ」の提供を目的に、若狭公民館でのキャリア教育体験イベント、3回の企業向けワークショップでの授業プログラムを行い、また九州ブロック大会第5分科会では「震災から学んだ地域の絆」と題し強い地域づくりに欠かせない人づくりをテーマに講演会を行いました。

1月定例会ではYEG会員とその活動内容を共有し、事業の報告を行うと共に、沖縄の経済と教育の繋がりを再認識し、今後の青年経済人として成すべき役割を確認する場とし、情報交換の一助とすることを目的としました。



●第一部・講演会



「なぜ沖縄がキャリア教育に取り組むのか」
講師 翁長 有希 様



「なぜYEGがキャリア教育なのか」
講師 添石 幸伸 君

有限会社オーシャン・トゥエンティワン社長 / NPO法人沖縄キャリア教育ネットワーク
代表理事 翁長 有希様、 税理士法人添石総合会計事務所所長 / 平成24年度那覇YEG会長
添石幸伸君、に「キャリア教育ってどんなもの？」を主題にそれぞれ講演をして頂きました。

●第二部・キャリア教育プログラム体験

会員が数回のワークショップを行い作成した教科型授業プログラムを那覇YEG会員に体験してもらいました。



Bar 18
「おもてなし」



株式会社高江洲工機
「知って！重機のしくみ」



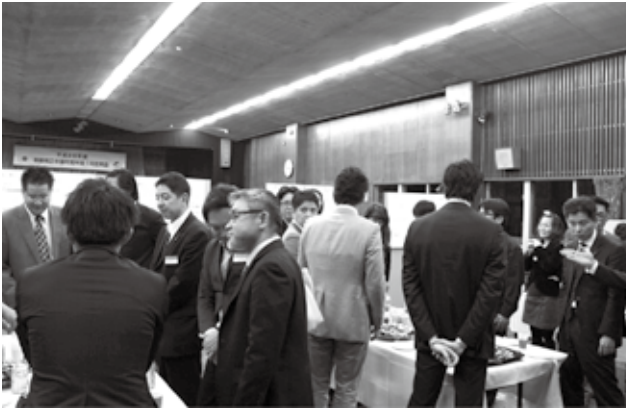
株式会社あんしん
「もしも、物流がなくなったら!？」



社会福祉法人 沖縄借生会
「あなたの笑顔がわたしの笑顔」

●懇親の部

事業の部終了後、講師を交えて懇親会を行い、食事をしながら親睦を深めました。



青年会員募集!

異業種交流の場としてあなたも青年部活動に参加してみませんか?

◆**会員の資格**／本会員の会員は、那覇商工会議所の会員事務所に所属する年齢45歳以下の者とする。

◆**会費**／年額6万円とする。

◆青年部のメリット

- 1 青年部活動を共に行うことによって、やる気のある青年経営者や企業若手幹部と親しくなれるし、経営上の悩みや問題を打ち明けることも可能な真の友人を得ることが出来る。
- 2 青年部には、基本的に 高い目標と行動力や積極性のある人材が多い。従って、其中でお互いに切磋琢磨することによって、自分自身を向上させることができる。
- 3 青年部には、異業種の集合体である。ものの見方や考え方も違う人達が集まる所である。従って、これら多種多様な人達との交流は、とすれば自分の会社や組織の狭い枠内だけでものを見たり考えたりすることに慣れてしまった我々に、世の中にはいろいろな考えで行動し、成功している人達のいることを教えてくれる。
- 4 個々の企業や個人では、なかなか会うことも出来ないような、有名人・成功者の方々とも青年部ということでお会いする事が可能になり、これをキッカケにして親交を図ることが出来る。
- 5 将来の沖縄経済を引っ張って行くような人物や組織と巡り会うことができる。その巡り会いを通して、直接・間接を問わず自分の会社の将来につながるような何か、例えば、経営にプラスになるような情報を得ることが出来る。
- 6 青年部活動には、国・県・市の方向性も見えてくる。

青年部のホームページをご覧ください。

那覇商工会議所青年部

検索

第4回

わったー

那覇覇めし

グランプリ決定戦

2015 3/7 ± 3/8 日

時間

3/7 (土) 11:00~19:00

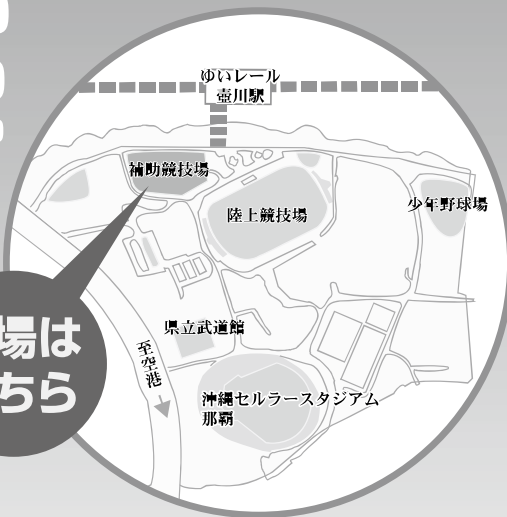
3/8 (日) 11:00~19:00

[投票締切] 17:00 [表彰式] 18:30

場所

奥武山公園 補助競技場

※駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。



会場は
こちら

第3回の受賞メニュー



👑 **グランプリ**

琉球酒場 てびち屋本舗
「揚げてびち」



🏆 **特別賞**

みやざき地頭鶏 炭火香る「ジューシー
とりとん焼き」



🏆 **特別賞**

町の種処 琉家Ryu-ya
「幻☆海老塩ラーメン」



主催
那覇商工会議所青年部
NAHA Chamber of Commerce & Industry Young Entrepreneurs Group

問い合わせ: わったー那覇めし実行委員会
電話: 098-868-3758

明星 AKA BOSHII

女性会だより

**那覇商工会議所
女性会新春チャリティー
ダンスパーティーを開催**

一月十八日（日）に、十四時からロワジュールホテル那覇にて、新春チャリティーダンスパーティーが盛大に開催されました。（参加者約三百六十名）

これは、社会福祉活動（収益の一部を寄付）及び、市民との交流促進の一環として行っている事業であります。

パーティーの当日は、一般の方々と会員が、軽やかなステップを踏み、ダンスタイムを楽しみ交流を深めました。また、豪華景品が当たるお楽しみ抽選会や、生涯学習の生徒によるデモンストレーションもあり、会場は大いに賑わいました。

今後、女性会は社会福祉活動に貢献し、市民との交流の場を設けていきたい所存であります。チケットを購入した方々へ会員一同より感謝申し上げます。



女性会より挨拶



オープニングダンス



躍動あるダンス



レッツダンス



踊ろうぜ



キレキレダンス



赤十字へ寄附



社協へ寄附



記念撮影お疲れ様でした

女性会

会員募集中

女性会は 女性経営者、経営者をサポートする女性の集まりです。

○会員の資格：本会の会員は、那覇商工会議所の会員事業所に所属する女性経営者、経営者をサポートする女性

○会費：年間1万円

○女性会の活動等

女性会では、県内4商工会議所（那覇、沖縄、沖縄宮古、浦添）の会員との異業種交流をはじめ、定例会では様々な場所で活躍する講師を招いての講習会、研修などを行っております。

日頃から他業種との交流を行いたい、ビジネスチャンスを広げたいとお考えになっている女性の皆様へのきっかけとなります。私たちと一緒に学び、親睦を図りましょう。

お問い合わせ先：那覇市商工会議所中小企業相談部女性事務局（担当：又吉・松本）

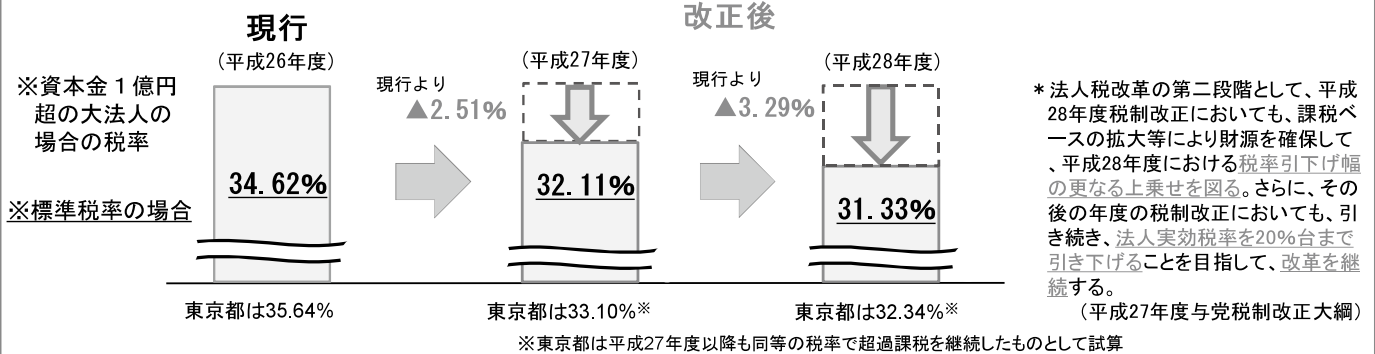
法人実効税率の引き下げをはじめ 中小企業の活力を後押しする税制改正が実現！

那覇商工会議所
日本商工会議所

※本チラシ内の「中小企業者」とは資本金1億円以下の法人です

法人実効税率の引き下げが実現！

○平成27年度に法人実効税率（現行：34.62%）が2.51%引下げられ、32.11%となります（国税：現行25.5% → 平成27年度23.9%（▲1.6%引下げ））



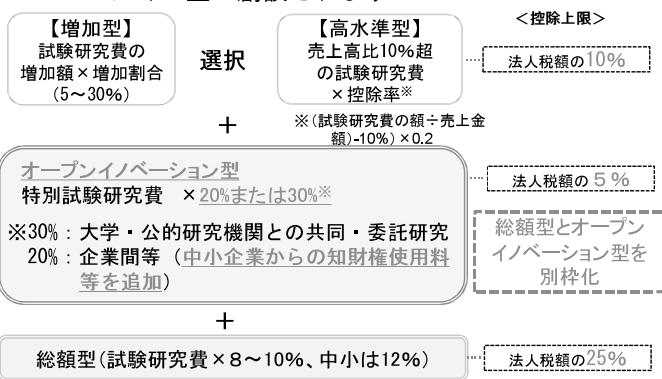
中小法人の軽減税率の延長<2年間>

○中小事業者に適応される国税の法人税率の軽減税率（15%）が、平成28年度末まで2年延長されます

法人税法における税率(本則)		租税特別措置法における軽減税率
年800万円以下の所得金額	19%	15%
年800万円超の所得金額	23.9%	-

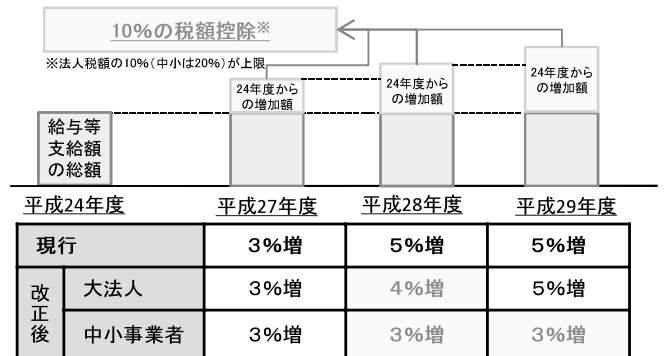
研究開発促進税制の延長・重点化

○研究開発税制の総額型から、大学・公的研究機関や、企業間での共同委託研究等の「特別試験研究費」の部分を別枠化し、税額控除率を拡充したオープンイノベーション型が創設されます



所得拡大促進税制の拡充<3年間>

○所得拡大促進税制の給与増加要件が緩和されます

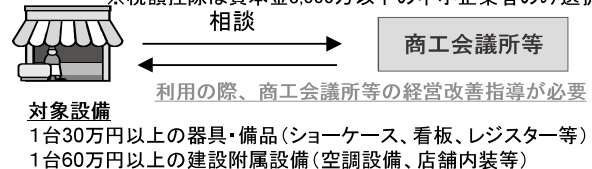


【要件】・給与等支給額※の総額：平成24年度から一定割合（上図）以上増加
・給与等支給額の総額が前の事業年度以上、
・給与等支給額の平均額が前の事業年度を上回る場合

商業・サービス業活性化税制の延長<2年間>

○商業・サービス業を営む中小企業者が、商工会議所等の経営改善等の指導を受けて、店舗等の設備投資を行った場合の減税が、平成28年度末まで延長されます

特別償却（取得価格の30%）または、税額控除（7%）の選択
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者のみ選択可能



外形標準課税の見直し<資本金1億円超の企業>

○大法人（資本金1億円超）の法人事業税における外形標準課税が2年間で段階的に2倍となります。一方で、所得割に関しては2年間で段階的に2/3に引き下げとなり、所得割と外形標準課税の比率が現行の3：1から1：1となります。

○賃上げへの取組みを阻害しないよう、一定以上の賃上げ分を控除する仕組みが導入されます（平成29年度末まで）

○地域の経済・雇用を支える中堅企業（付加価値額30億円以下）について、外形拡充により税負担が増加する場合は負担増加額の50%が軽減されます（平成28年度末まで）

	現行	27年度	28年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本金割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の創設

○地方創生実現のため、地方における本社機能等の事業拠点の新設・拡充に取り組む企業に対して、オフィスに係る建物（本社・研究所等）に関する設備投資減税、雇用促進税制等の措置が創設されます

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能等の強化

以下の要件を満たす自治体策定計画を国が認定

1. 地域要件: 東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
2. 地方自治体が独自で補助金や融資制度を設ける等、本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

オフィス減税

オフィスに係る建物(本社・研究所・研修所)等の取得価額に対し、特別償却15%、税額控除4%

雇用促進税制

- ① 法人全体の雇用増加率10%以上の場合、増加雇用者1人あたり50万円を税額控除
- ② 法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除

※固定資産税、不動産取得税、事業税(移転型のみ)の減免措置について、地方交付税によって減収額を補填する措置をあわせて創設

移転型

東京23区からの移転である場合は支援措置を深堀り

以下の要件を満たす自治体策定計画を国が認定

1. 地域要件: 東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

オフィス減税

オフィスに係る建物(本社・研究所・研修所)等の取得価額に対し、特別償却25%、税額控除7%

雇用促進税制

- ① 地方拠点の新規雇用により1人あたり80万円(雇用増加率10%超)もしくは、50万円(雇用増加率10%未満)を税額控除
- ② 東京から地方拠点へ移転した従業員は30万円を税額控除
- ③ 地方拠点および法人全体で増加した従業員数を維持している場合には、1人あたり30万円の税額控除を3年間継続適用可能

外国人旅行者向け消費税免税店の拡大

- 商店街やショッピングモールが「免税手続きカウンター」を設置した場合に、各店舗の免税手続きをまとめて行うことが可能になります
- 商店街やショッピングモールの複数店舗における購入額を合算して、免税販売の対象とすることが可能になります



商業地の固定資産税の負担軽減措置の延長

- 商業地の固定資産税の負担軽減措置(負担水準60%~70%における据置措置、条例減額措置)が平成29年度末まで3年間延長されます

ふるさと納税制度の見直し

- 住民税の特例控除額が拡充されます(上限: 個人住民税所得割の1割⇒2割)
- 申告手続きが簡素化されます(確定申告を行わない人は、寄附先の自治体が本人に代わって控除手続きをする「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設)



円滑な事業承継促進のための措置

- 贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、贈与後5年間の事業継続要件等を満たし、3代目に対する株式の再贈与を行う場合に、2代目に贈与税の納税義務が生じないようにになります



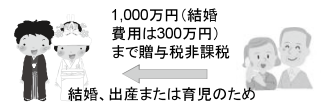
住宅税制の拡充

- 住宅ローン減税が平成31年6月入居まで延長されます
- 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置が拡充・延長されます

住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の拡充	消費税率10%の適用		消費税率8%の適用	
	質の高い住宅	一般住宅	質の高い住宅	一般住宅
現行			1,000万円	500万円
平成27年	—	—	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月~28年9月	—	—	1,200万円	700万円
平成28年10月~29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月~30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月~31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

- 直系尊属(贈与者)が、20歳以上50才未満の子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に、結婚、出産または育児のための資金を拠出する場合、1千万円までの贈与税を非課税とする措置が創設されます



繰越欠損金控除制度の縮減<資本金1億円超の企業>

- 大法人(資本金1億円超)の控除限度額が、平成27年度に65%、平成29年度に50%に段階的に引き下げ(中小企業は対象外)
- 繰越期間は中小企業を含め、平成29年度以降10年へ延長されます

		現行	27年度	28年度	29年度
大企業	控除限度	80%	65%	65%	50%
	繰越期間	9年	9年	9年	10年
中小企業	控除限度	100%	100%	100%	100%
	繰越期間	9年	9年	9年	10年

受取配当益金不算入の縮減

- 現行の持ち株比率の基準を見直し、5%以下の場合には20%、1/3以下の場合には50%、それぞれ益金不算入となります

<現行>		<平成27年度以降>	
持ち株比率	益金不算入割合	持ち株比率	益金不算入割合
25%未満	50%	5%以下	20%
25%以上	100%	5%超1/3以下	50%
		1/3超	100%

商業登記規則の改正

- 会社法の改正により、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に登録することが盛り込まれたが、役員変更登記と併せて監査役の監査範囲(本チラシは、平成27年1月13日現在)の情報をもとに作成しております。



株式会社セブレイン 代表取締役社長
高城 幸司

「年末年始の会合で何度も顔を合わせる人」

年末年始はさまざまなジャンルの（社外）会合が増えてきます。おそらく会社にメールやはがきで「是非ともご出席をお待ちしております」という案内が沢山届いていることでしょう。ただ、忙しい時期なので「面倒だから欠席します」とか「付き合いだから仕方なく出席」と会合に消極的な人がいます。一方で、「人に会うのは楽しみなので、前向きに出席」と積極派の人もいることでしょう。皆さんは年末年始の会合は積極派ですか、それとも消極派ですか？ 当方は出席せずに後悔するくらいなら、掛け持ち参加するくらいの積極派です。時間と体力の続く限り積極的に出席するように心掛けています。それは、そこで何年も会っていなかった人との再会や、知人から声がかかり「〇〇社長を紹介するよ。君の仕事に関わる可能性があるかもしれない」などと有意義な出会いがあったりするからです。それだけ自分にプラスになる成功体験が、これまでにあったからかもしれません。

でも、誰に対しても積極派になれとは言いません。ただ、会合に出席する機会があるなら、その時間を有意義な時間にするという気持ちだけは持ってください。注目してほしいのは会合で2回、3回と顔を合わせる人。思わず「また、お会いしましたね」と口に出してしまいたくなります。当方も、年末の各種会合で何回も顔を合わせる人が何人かいました。それは、新進気鋭の弁護士、急成長中の飲食店経営者など、まさに仕事で活躍中の人物。当然ながら忙しい合間を縫っての参加に違いありません。そんな何度も顔を合わせる人とは何か縁があるに違いありません。せっかくですから、親睦を深める機会をつくってみることをお勧めします。

1回目は偶然かもしれませんが、2回目は偶然ではありません。「袖振り合うも多生の縁」ということわざも近い意味ではないでしょうか？ ちなみに「多少」ではなく「多生」です。多生は「この世に何度も生まれ出ること」という意味の仏教用語。道で人とすれ違うようなことでも、それは何度も繰り返された過去の世の縁によるもので、ただの偶然ではなく、縁によって定められた必然である」という意味です。この“縁”を大切に、親睦を深めて、仕事につなげている人はたくさんいます。そもそも、年末年始といった忙しい時期にもかかわらず何度も会合で顔を合わせるということは、あなたと似た気質の持ち主であるに違いありません。「せっかくのご縁を大事にしたいものです」とお互いの自己紹介などをして接点探しをしてみてもどうでしょうか？ きっと「趣味が一緒」など、親しくなれるきっかけが何かみつかるはずですよ。

高城 幸司 / たかぎ・こうじ

1964年生まれ。同志社大学文学部卒業後、株式会社リクルートに入社。六期連続トップセールスに輝き、「伝説のトップセールスマン」と呼ばれる。96年に日本初の独立／起業の情報誌「アントレ」を立ち上げ、事業部長、編集長を歴任。その後、独立し、人事コンサルティング会社をはじめ三社の経営に携わる。現在は企業に対する人材育成、人事戦略の策定などを行っている。



法政大学大学院
政策創造研究科
教授坂本光司

自動車のことなら何でもお任せ『久保田オートパーツ』

宮崎市の中心部から車で15分ほど走った未だ田園風景の残る場所に「久保田オートパーツ」という企業がある。主事業は自動車の解体や自動車のリサイクル部品の国内外への販売、さらには自動車の販売や車検業務なども行っている。まさに自動車のことなら「ワンストップ企業」である。こうしたこともあり、工場の敷地は極めて広く、現在使用している場所だけでも1万1000坪。いわゆる自動車の解体を業とする企業は全国に約5000社あるが、同社は業界のモデル企業の1社だといわれている。

同社の創業は、今からおおよそ40年前の1975年、現社長の父である久保田茂氏（現相談役）が25

歳のとき、脱サラし、スタートしている。誠実な人柄と、努力の力かあって、現在では売上高は約10億円、社員数は約50人に達している。また、業績も抜群で、その信用力は格付け機関からも高く評価されている。

同社が高い評価を受けている要因は多々あるが、ここでは3点に絞って述べる。第1の要因は同社のリサイクルへの徹底した取り組みである。地球環境への配慮や、100%のリサイクルを企業使命と捉え、創業以来一丸となって取り組んできている。こうした努力が実り、現在では廃車から発生するごみを埋め立てることは一切せず、廃車のリサイクル率は実質100%だという。

第2の要因は顧客満足度が極めて高いことである。持ち込まれる廃車や中古車は業者ではなく、一般ユーザーからだ。このため、営業日は年末年始やお盆・祝日を除く毎日、しかも営業時間は7時30分～19時である。このため社員の勤務は早番・遅番があり、同業他社よりあえて社員数を多く配員することにより社員の負担も軽減している。

顧客満足度を高める方策で、最も驚かされるのは、購入した廃車・中古車のその後を、1台ずつ売り手に連絡しているのである。売り手はその報告を聞いて「自分が長年乗っていた愛車が、まだ人々の役に立っている」と知り、涙声で電話連絡してくる人も多いという。そして、第3の要因は、社会貢献活動である。車の解体業という点、迷惑施設の捉えられがちであるが、同社は地域の教育機関や自治会からも高い評価を得ている。それもそのはず、地域住民に手を差し伸べる活動を積極的に行っているばかりか、子どもや学生など

への環境教育のために、工場を常にオープンにしているのだ。

3K（きつい、汚い、危険）・5K（3Kに暗い、臭いを加えたもの）的業種でありながら、同社の工場・敷地内は3S（整理、整頓、清掃）・5S（3Sに清潔、しつけを加えたもの）が行き届いている。なお、昨年当社を見学に来た学生や社会人はなんと3000人を超すという。

坂本光司／さかもと・こうじ

一九四七年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授などを経て、二〇〇八年四月より法政大学大学院政策創造研究科（地域づくり大学院）教授、同静岡サテライトキャンパス長および同イノベーション・マネジメント研究科兼任教授。他に、国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。専門は中小企業経営論・地域経済論・産業論。著書に『日本でいちばん大切にしたい会社』（あさ出版）、「この会社はなぜ快進撃が続くのか」（かんき出版）など。

トレンド通信

その価格設定で大丈夫ですか？

日経BPヒット総合研究所
上席研究員
渡辺 和博

各地で地域発ヒットを目指した商品の開発話を聞くと、「価格設定のズレ」をよく感じます。「お客は何に金を払っているのか」という点の認識不足と、「商品が提供している価値の競争力」を見誤っていることが多いのです。

前者によくあるのが、つくり手の思い込みでお客の本当の満足に向き合っていないケースです。例えば、地元の木材や皮革など地域独自の素材を使ったものは数多くありますが、「木目は一つ一つ違うので、この製品はあなただけの世界で一つだけの商品です」といった言い方にはがっかりします。本来「自分のためだけの商品」とは、一点モノで、自分の要望を入れて個別に設計されたものであるべきです。たまたま生じた製品のばら

つきを買い手が選んだからといって、「一点モノ」と言っても反感を

買うでしょう。逆に、「値段を上げましょう」とアドバイスをした後者の例として、2つ紹介します。一つは、高知県・南国市にあるケーキ屋さんのロールケーキ「天使の口どけ」です。東京ドーム25個分の敷地で飼われているわずか60頭の乳牛から搾った生乳を使う材料の良さや、全国レベルの賞を得ている製造技術など、「モノの良さ」がはつきりしています。にもかかわらず、価格が1300円と、他ブランドの商品に比べてそれほど高くなかったのです。手土産やギフトで購入されることが主な用途だと考えると、多少高い方が、贈り手ももらった側もありがたみが増します。「希少性」も重要な加

点要素です。近ごろは、ギフトをもらう側も、ネットを使えば価格を知ることができます。そのときに、モノの良さだけでなく、「よくぞこれを選んでくれた」と思われることが贈り手の望むところであり、ギフト商品が追求すべき価値なのです。

もう一つが、埼玉県川越市の江戸時代の生地を復活させた「川越唐棧(とうざん)」という木綿の生地を使ったワイシャツです。独特のしま柄と手触りがあり、高級品市場で十分戦える商品でした。価格は、開発企業の創業65周年にちなんで6500円とのこと。ワイシャツにしてはやや高価ですが、オーダーメイドの高級品なら1万円以上も決して珍しくはありません。「モノの良さ」「ストーリー」「希少性」がしっかりあるなら、価格はもつと高く設定しても価値は認めてもらえるはずですよ。

『日経トレンドダイ』が毎年発表しているヒット商品ランキングで、2014年は少々高くても満足感の伴うプレミアム商品が売れた例

が目立ちました。また、『日経ウーマン』の調査でも、「価格は多少高くても本当に気に入ったモノしか持ちたくない」と考える人が増えています。価格設定を、消費者目線でもう一度見直してみたいかがでしょうか。



渡辺 和博／わたなべ・かずひろ

日経BPヒット総合研究所上席研究員。日経BP社が発行する日経トレンドダイは、マーケットの動きやライフスタイルの在り方などを視野に入れながら、「商品」と「サービス」の新しい潮流を取り上げ紹介する情報誌。世の中のトレンドや流行するあらゆる情報を幅広く分析し、紹介している。

法人税割の特例税率の適用期間 の延長について(お知らせ)

平成 27 年 1 月 沖縄県

県税につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
本県では、観光の振興、社会福祉の充実及び中小企業の育成を図るための財源として、平成 12 年 6 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までに終了する事業年度分について、法人県民税の法人税割の超過課税を実施してきたところですが、引き続き当該施策の財源とするため、平成 27 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までの間に終了する事業年度分について、超過課税を延長させていただくこととしました。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、今後ともご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 超過課税要件及び税率

法人税額	資本金		資本（出資）金額を有しない法人 地方税法 24 条 6 項で法人とみなされるもの
	1 億円以下	1 億円超	
年 1,000 万円以下	3.2%	4.0%	3.2%
年 1,000 万円超	4.0%		4.0%

2. 適用期間

平成 27 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までの間に終了する各事業年度内について適用されます。

●ご不明な点がございましたら、各県税事務所又は宮古・八重山事務所県税課へお問い合わせください。

那覇県税事務所法人班 098-867-1152

コザ県税事務所課税班 098-894-6501

名護県税事務所課税班 0980-52-2542・1586

宮古事務所県税課 0980-72-2553

八重山事務所県税課 0980-82-3045

業況DIは、6カ月ぶりに改善。★ ★ ★ ★ ★

先行きは期待感みられるも、慎重な見方続く

- 1月の全産業合計の業況DIは、▲25.9と、前月から+3.8ポイントの改善。特に、都市部での回復が全体を押し上げた。外国人観光客の増加や高付加価値商品の需要の底堅さなどを背景に売上がみられたほか、製造業では、国内向けの受注減を海外向けで補ったとの声が聞かれる。また、業種を問わず、足元の原油安が採算改善に寄与している状況も伺える。他方で、生産・消費の回復に力強さを欠く中、仕入などコスト増加分の価格転嫁に向けた交渉が難航している中小企業も多く、昨年秋以降の足踏み状況からは脱していない。
- 先行きについては、先行き見通しDIが▲23.5（今月比+2.4ポイント）と改善を見込むものの、「悪化」から「不変」への変化が主因であり、実体はほぼ横ばい。中小企業においては、経済対策による景気下支えのほか、原油安を受けて、企業の採算好転や家計負担の緩和に伴う消費持ち直しなどへの期待感が伺える。他方、消費者の節約志向が根強い状況に変わりはなく、売上回復のもたつきを懸念する企業もみられる。また、原材料などの仕入コストが高止まりする中、価格転嫁が進んでいないとの指摘も多く、先行きへの確信が持てないことから、慎重な見方が続いている。

【建設業】からは、「受注は堅調だが、先行きが不透明なため、採用や投資に積極的になれない」（一般工事業）、「受注の伸び悩みから今年度予定していた設備投資を延期・中止する取引先が出始めており、経営への影響が心配」（一般工事業）、「小規模のリフォームや修繕工事はあるものの、新築などの大型案件が乏しい状況が続いている」（建築工事業）などの声が寄せられている。

【製造業】からは、「取引先が生産の一部を中国から国内に切り替えた。受注はできたが、単価が低く、業績改善につながっていない」（衣料品製造業）、「寺社用の瓦などの受注が安定しているほか、原油安が追い風となり、採算も好転」（建設用粘土製品製造業）、「国内の需要は鈍いが、産業用ロボットシステムなど海外向けの受注が伸びている」（電気機械器具製造業）などの声が寄せられている。

【卸売業】からは、「取引先から今夏向け商品の値上げ通知があったものの、価格転嫁の目途が立たず、採算悪化が懸念される」（衣料品卸売業）、「仕入コストの増大に伴い、販売価格を1割ほど引き上げたいが、取引先との交渉が難航」（食料品卸売業）、「既存事業が堅調に推移。さらなる業績拡大のため、新規事業の立ち上げに取り組み始めた」（塗料卸売業）などの声が寄せられている。

【小売業】からは、「足元の売上は伸び悩んでいるが、春節を控えており、中国や台湾からの観光客による押し上げが期待される」（総合スーパー）、「高付加価値商品の人気は底堅いものの、日用品などへの支出を抑制する傾向も強まっており、二極化している」（百貨店）、「強い寒波の影響により天候不順が続いたことから、客足が遠のいた」（商店街）などの声が寄せられている。

【サービス業】からは、「技術職の不足が深刻。従来の取引先からの受注で手一杯であり、新規の顧客開拓ができない」（ソフトウェア業）、「地元企業の従業員を中心に利用客が増加。また、ウイスキー人気の高まりから、一部の商品の仕入が困難になっている」（飲食店）、「茶道や祭など、日本文化の体験を目的に訪れる外国人観光客が増加。ニーズに応えるための企画を検討する」（旅館業）などの声が寄せられている。

- 売上面では、全産業合計の売上DIは▲19.6と、前月から改善。産業別にみると、建設業で悪化、卸売業でほぼ横ばい、その他の3業種で改善した。
- 採算面では、全産業合計の採算DIは▲27.0と、前月から改善。産業別にみると、建設業で悪化、卸売業、サービス業でほぼ横ばい、その他の2業種で改善した。
- 資金繰り面では、全産業合計の資金繰りDIは▲14.8と、前月からほぼ横ばい。産業別にみると、建設業、サービス業で悪化、小売業でほぼ横ばい、その他の2業種で改善。
- 仕入価格面では、全産業合計の仕入単価DIは▲45.7と、前月から改善。産業別にみると、卸売業でほぼ横ばい、その他の4業種で改善した。
- 従業員面では、全産業合計の従業員DIは12.6と、前月から横ばい。産業別にみると、建設業、卸売業で人手不足感が弱まり、製造業で人手不足感が強まった。その他の2業種はほぼ横ばい。

小規模企業の
経営者の
みなさまへ

経営者ご自身の 「現役引退後の生活資金」のことを お考えですか？

こんな悩みにお応えします

「年金だけでは不十分で、不安がある」
「自分で積み増しするには、どんな
ものがあるの？」

小規模企業共済は、「小規模企業経営者の
ための退職金制度」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします。



加入し、掛金を毎月積み立てておけば…

将来、「廃業」「役員退任」等が生じた
ときに共済金を受け取れます。

現役引退後の安心した
生活設計が図れます。



ポイント

1. 常時使用する従業員の数が、20名以下(商業、サービス業5名以下)の個人事業主、個人事業主の共同経営者、又は会社の役員の方が対象です。
2. 毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば、課税対象所得400万円の方ならば約11万円の節税になります。
3. 「小規模企業共済法」に基づき運営されています。



すでに本制度に加入されている方は…

掛金月額1,000円～70,000円の範囲内で自由に
設定できます。(500円きざみ)

●本制度の詳しい内容は、パンフレットを必ずご覧ください。

▶現在の掛金月額が7万円に達してい
ない方は、増額をお勧めいたします。

※掛金月額増額申込書がお手元に無い場合は、下記の共済相談室へ
ご請求ください。

共済制度の運営機関

中小企業と地域振興をもっとサポート
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室 TEL 050-5541-7171

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

小規模企業共済

検索

島ぜんぶでおーきなこ!



沖縄国際映画祭

OKINAWA INTERNATIONAL MOVIE FESTIVAL

なは応援団員募集!

沖縄国際映画祭を一緒に盛り上げましょう!

第7回 沖縄国際映画祭 開催期間

2015年3月25日▶29日



オリジナルグッズや
映画鑑賞割引など
団員特典をご用意!



会場周辺のクリーンアップの他、ボランティアや広報活動を通して
沖縄国際映画祭を盛り上げながら、共に楽しみましょう!



沖縄県那覇市 第6回沖縄国際映画祭 国際通りレッドカーペットの様子

お問い合わせ: 沖縄国際映画祭「なは応援団」事務局(那覇市観光協会内)
TEL.098-862-1442 FAX.098-880-6893